

文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 文化芸術・観光融合促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、無形民俗文化財保存団体などの活動と観光の融合による新たな賑わいの創出と持続的な活動を支援することを目的とし、これに要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は次のとおりとする。

- 一 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け県内で同法第2条第2項の旅館・ホテル業を営む個人・法人格を有する団体
- 二 観光客を対象としたイベントの開催の実績又は予定がある個人
- 三 観光客を対象としたイベントの開催の実績又は予定がある団体であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 法人格を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - （ア）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 等
 - （イ）会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
 - （ウ）特定非営利活動法人
 - イ 法人格を有しない者（権利能力なき社団）であって、次の（ア）から（ウ）までの全てについて明記されている定款又は定款に類する規約等を有するもの
 - （ア）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - （イ）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
 - （ウ）団体活動の本拠としての事務所を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光客を対象とするイベントの開催であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- 一 県内の指定若しくは登録されている無形文化財若しくは無形民俗文化財の保存・継承を行う個人若しくは団体又は県内で創作活動等を行うクリエイターが出演する

イベントを開催する事業であること。

- 二 山梨県内において実施する事業であること（ただし、前条第一号の補助対象者は、当該補助対象者が許可を有する旅館又はホテルにおいて実施するものに限る。）。
- 三 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に配慮して行われる事業であること。
- 四 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでない事業であること。
- 五 公序良俗に反するものでない事業であること。
- 六 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害しない事業
- 七 その他、法令等に違反しない事業

（補助対象とならない事業）

第5条 前条に該当する場合であっても、次の事業は補助対象とはならない。

- 一 展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設で行う事業

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる費用であって、補助対象者が補助対象事業を行うために必要な経費とする。

（補助率及び補助額）

第7条 補助率は補助対象経費の合計額の10/10とし、補助額は1事業あたり25万円を限度として、補助対象経費から入場料等の収入を控除した額とする。

（申請の上限）

第8条 補助対象事業の申請回数は制限しない。ただし、事業を開催する場所（施設を含む。以下同じ。）及び出演者が同一であるものについては1回を限度とする。なお、1回を限度とする申請回数を超えて申請した事業については、交付決定を行った事業を適用し、申請回数を超えた事業については、交付しないものとする。

（補助対象事業実施期間）

第9条 補助対象事業を実施する期間（以下「事業実施期間」という。）は、令和5年4月1日から令和6年2月14日までとする。

（補助金交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

- 第11条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項の但し書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第13条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費において、20%以内の経費の配分の変更又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- 2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

- 第14条 補助対象者は、補助対象事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

- 第15条 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第16条 補助対象者は、補助対象事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第17条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき若しくは第14条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い期日までに文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る実績報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第18条 知事は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第13条に基づく承認をした場合にあっては、その承認した内容とする。以下同じ。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第19条 補助金は、補助対象事業が完了した後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。

2 補助金の交付は、前項の補助金額の確定後に、補助金の交付の決定がされた日の属する年度の3月31日までに精算払により支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助対象者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第8号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第21条 補助対象者は、補助対象事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(決定の取り消し)

第22条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第11条又は第13条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助対象者が補助金の申請時に第3条に該当しないことが判明したとき。
- 二 申請書類、あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき。
- 三 補助対象事業が事業実施期間中に完了しないことが判明したとき。

四 実績報告が第17条の期日までにされず、第19条第2項の期日までの補助金の支払いに支障をきたすとき。

五 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。

六 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

七 補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき。

八 前各号に掲げるもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき。

2 前項の規定は、第18条の規定に基づき支給すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、感染症拡大防止等のため、補助対象事業を実施しないことが適当であると認めたときは、第11条又は第13条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第23条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象者に対して既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を請求することができる。

(申請等の特例)

第24条 第10条の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和5年5月29日までに補助対象事業を実施した補助対象者は、別に定める日までに、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請及び実績報告書（様式第1号の1）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請及び実績報告書（様式第1号の1）の提出があった場合には、補助金交付の決定及び額の確定等を合わせて行い、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号の1）により速やかに通知するものとする。

3 第11条及び第18条の規定は、補助金交付の決定及び額の確定等を行う場合について準用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	
項目	内容
出演料	無形文化財や無形民俗文化財の個人・団体、クリエイターの出演料
使用料及び賃借料	会場使用料、機材・設備・備品等の賃借料など (イベント実施日以外の日の会場使用料及び賃借料並びに補助対象者が自ら設置し又は管理する会場等の使用料は対象外)
委託料	会場・設営及び運営に要する経費 舞台制作、舞台・展示運営等に係る委託料など
人件費	当該事業に直接関わるスタッフの賃金等人件費 (補助対象者の職員等の人件費は対象外)
消耗品費	感染予防対策のための消毒液等、公演等で使用する資材・材料等に係る経費 (食料費及びイベント実施後に別の目的で使用できるものは対象外(例:電化製品等))
その他事業実施のために直接必要な経費	参加者に対する賠償・損害保険料など

(注)

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令等により自治体から要請を受けて施設の使用をキャンセルした場合のキャンセル料を含む。
- 2 国及び他の地方公共団体から同事業を行うために補助を受けた場合は、補助対象経費としない(運営費などの、特定の事業への使途を指定されていない補助は除く)。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

【申請対象者】該当するもの（1、2 のどちらか）に○を付す

- 1 旅館業法に規定する許可を受け旅館・ホテル業を営む個人、法人
- 2 県内で観光客を対象としたイベントの開催の実績がある個人・団体

【事業概要】

事業名（イベント名等）	
出演者の区分（どちらかに○を記載）	1. 無形文化財、無形民俗文化財 (文化財名称：) . 2. クリエイター
出演予定者名（個人名、保存会名、グループ名等）	
(「2. クリエイター」の場合) 出演予定者の県内での創作活動実績 (チラシ等、他の書類で確認できる場合は、当該書類を提出)	
事業の目的、対象者、内容 (枠が足りない場合は別紙により提出)	
事業実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
イベントの開催予定日 (複数回ある場合は、枠を広げて記載)	年 月 日 ()

使用する施設（会場）名	
参加予定者数（主催者含む）	人

【交付を受けようとする補助金の額】

円（イベントが複数回ある場合は、合計額を記載）

※収支予算書を添付

【他の補助金の交付状況】

補助対象となる経費の中に、文化芸術・観光融合促進事業費補助金を除き、国、都道府県又は市町村等の他の補助金等の交付を受けていません（○を付す）

はい

【観光客を対象としたイベントの開催実績又は予定】

※ この項目は、「2 県内で観光客を対象としたイベントの開催実績又は予定がある個人・団体」に該当する場合にのみ記載してください。過去に実施したことがあるイベントや、本補助金に係るイベント以外に今後実施する予定のイベントについて記載してください（本補助金に係るイベント以外に予定しているイベントがない場合は、空欄としてください）。

（イベントが2以上ある場合は主なもの1つを記載してください。）

事業名（イベント名）及びイベントの概要	
実施時期	年 月 日（ ）
施設（会場）名	

【担当者連絡先】

担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	

別紙

収支予算書（イベントが複数回ある場合は、イベントごとに作成してください）

イ. 収入の部

（単位：円）

項目	金額	備考
県補助金		
自己負担額		
入場料等		
その他収入		
合計		

ロ. 支出の部

（単位：円）

項目	金額	備考
出演料		
使用料及び賃借料		
委託料		
人件費		
消耗品費		
その他経費		
合計		

（記載上の注意）

項目欄は、補助金交付要綱別表に掲げる経費の明細の項目名ごとに記載すること。
備考欄には、単価×数量等の詳細を記載すること。

(様式第1号の1)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請及び実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第24条第1項の規定により、関係書類(様式第1号に準じる)を添えて提出します。

【申請対象者】該当するもの(1、2のどちらか)に○を付す

- 1 旅館業法に規定する許可を受け旅館・ホテル業を営む個人、法人
- 2 県内で観光客を対象としたイベントの開催の実績がある個人・団体

【補助事業の実績報告】

事業名(イベント名等)	
出演者の区分(どちらかに○を記載)	1. 無形文化財、無形民俗文化財 (文化財名称:) . 2. クリエイター
出演者名(個人名、保存会名、グループ名等)	
(「2. クリエイター」の場合) 出演者の県内での創作活動実績 (チラシ等、他の書類で確認できる場合は、当該書類を提出)	
事業の目的、対象者、内容 (枠が足りない場合は別紙により提出)	
事業実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
イベントの開催日 (複数回ある場合は、枠を広げて記載)	年 月 日 ()

使用施設（会場）名	
参加者数（主催者含む）	人

【補助事業として精算する経費】

補助金請求額 円
（補助対象経費 円）※収支精算書を添付

【他の補助金の交付状況】

補助対象となる経費の中に、文化芸術・観光融合促進事業費補助金を除き、国、都道府県又は市町村等の他の補助金等の交付を受けていません（○を付す）

はい

【観光客を対象としたイベントの開催実績又は予定】

※ この項目は、「2 県内で観光客を対象としたイベントの開催実績又は予定がある個人・団体」に該当する場合にのみ記載してください。過去に実施したことがあるイベントや、本補助金に係るイベント以外に今後実施する予定のイベントについて記載してください（本補助金に係るイベント以外に予定しているイベントがない場合は、空欄としてください）。

（イベントが2以上ある場合は主なもの1つを記載してください。）

事業名（イベント名）及びイベントの概要	
実施時期	年 月 日（ ）
施設（会場）名	

【担当者連絡先】

担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	

別紙

収支精算書（イベントが複数回ある場合は、イベントごとに作成してください）

イ. 収入の部

（単位：円）

項目	金額	備考
県補助金		
自己負担額		
入場料等		
その他収入		
合計		

ロ. 支出の部

（単位：円）

項目	金額	備考
出演料		
使用料及び賃借料		
委託料		
人件費		
消耗品費		
その他経費		
合計		

（記載上の注意）

項目欄は、補助金交付要綱別表に掲げる経費の明細の項目名ごとに記載すること。
備考欄には、単価×数量等の詳細を記載すること。

※収支精算書には以下の書類を添付すること

- ・補助対象事業の支払いを明らかにする書類の写し（領収書等の写し）
- ・補助対象事業の実施を証する書類（写真等）
- ・補助金の振込先が分かる書類（金融機関名、支店名、預金口座の種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が分かるもの）
- ・その他知事が必要と認める書類

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事

文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記の補助金については、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補 助 金 の 額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費における20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額する。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助対象者に該当しないことが判明したとき
- イ 申請書類、あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ウ 補助対象事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき。
- エ 実績報告が期日までにされず、補助金の支払いに支障をきたすとき。
- オ 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
- カ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- キ 補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき。
- ク 感染症拡大防止等のため、補助対象事業を実施しないことが適当であると知事が認めたとき
- ケ 前述するもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき。

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を知事に報告しなければならない。

※対象経費を消費税込みで申請した後、消費税及び地方消費税に係る仕入控除額に該当することが明らかとなった場合は、実績報告書の「補助金額請求額」欄に消費税抜きの金額を記載の上、報告して下さい。

- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事

文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記の補助金については、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第24条第2項の規定により、次のとおり交付することに決定し、額を確定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請及び実績報告書（以下「申請及び実績報告書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補 助 金 の 額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請及び実績報告書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助対象者に該当しないことが判明したとき
 - イ 申請書類、あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - ウ 補助対象事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき。
 - エ 実績報告が期日までにされず、補助金の支払いに支障をきたすとき。
 - オ 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
 - カ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
 - キ 補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき。

ク 感染症拡大防止等のため、補助対象事業を実施しないことが適当であると知事が認めたとき

ケ 前述するもののほか、補助金の支給が不適当と知事が認めるとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

6 交付要綱第20条第1項の規定により、補助対象事業完了後、申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）により速やかに報告すること。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、補助事業に関する変更の承認を受けたいので、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定日	
交付決定番号	
交付決定事業名	

【変更内容】 ※変更する内容のみ「変更前」「変更後」の欄に記載してください。

変更前	変更後
＜変更理由＞	

【補助金交付申請額】

変更後の交付申請額 円

当初の交付決定額 円

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
 名称
 代表者氏名

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、補助事業に関する中止（廃止）の承認を受けたいので、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり申請します。

【中止（廃止）内容】

交付決定日	
交付決定番号	
交付決定事業名	
中止または廃止 ※いずれかを記入してください。	
補助事業の実施の経過	
中止（廃止）の理由	
中止の場合の再開予定日	

(様式第5号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故等の内容及び原因
- 4 事故等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の内容等を立証する書類を添付すること。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記
の補助事業の遂行状況について、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第16条
第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の遂行状況

2 収支の状況

(様式第 7 号)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
名称
代表者氏名

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

【補助事業の実績報告】

交付決定日	
交付決定番号	
交付決定事業名（イベント名）	
事業の内容（簡潔に記載）	
事業実施状況	1. 実施した 2. 実施しなかった
事業実施期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
イベントの開催日 （複数回ある場合は、枠を広げて記載）	年 月 日（ ）
使用施設（会場）名	
施設の所在地	
参加者数（主催者含む）	人

【補助事業として精算する経費】

補助金交付決定額 円

補助金請求額 円

※補助金請求額は、補助金交付決定額を上回ることはできません。

（補助対象経費 円）※収支精算書を添付

【担当者連絡先】

担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	

別紙

収支精算書（イベントが複数回ある場合は、イベントごとに作成してください）

イ. 収入の部

（単位：円）

項目	金額	備考
県補助金		
自己負担額		
入場料等		
その他収入		
合計		

ロ. 支出の部

（単位：円）

項目	金額	備考
出演料		
使用料及び賃借料		
委託料		
人件費		
消耗品費		
その他経費		
合計		

（記載上の注意）

項目欄は、補助金交付要綱別表に掲げる経費の明細の項目名ごとに記載すること。
備考欄には、単価×数量等の詳細を記載すること。

※収支精算書には以下の書類を添付すること

- ・補助対象事業の支払いを明らかにする書類の写し（領収書等の写し）
- ・補助対象事業の実施を証する書類（写真等）
- ・補助金の振込先が分かる書類（金融機関名、支店名、預金口座の種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が分かるもの）
- ・その他知事が必要と認める書類

(様式第8号)

番
年 月 号
日

山梨県知事

殿

申請者 住所
 名称
 代表者氏名

文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る消費税額
及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱第20条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う
補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（ 3 － 2 ） | 円 |

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。